

報告事項キ

令和元年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

令和元年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について、別紙のとおり報告します。

令和元年8月8日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

令和元年度鳥取県いじめ問題対策連絡協議会について

令和元年8月8日

いじめ・不登校総合対策センター

いじめ防止対策推進法の趣旨に鑑み「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、鳥取県はいじめの状況を報告し、鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」の作成、「SOSの出し方に関する取組」の推進について協議を行った。

- 1 日時 令和元年7月18日(木) 午前10時から午前11時30分まで
- 2 場所 鳥取県教育センター 大研修室
- 3 出席者 教育長、教育次長他関係職員及び構成機関の代表者

機関・団体名		担当部署等	出席者
市町村 (学校以外)	教育委員会	都市教育長会 町村教育長会	浦林 実 藪田 邦彦
	学校	市町村立学校 国立学校	県小学校長会 県中学校長会
県立学校		県高等学校長協会 県特別支援学校長会	稲毛 靖 加賀田 保憲
私立学校		県私立中学高等学校長会	石浦 外喜義
鳥取地方法務局		人権擁護課	(欠席)
団体	鳥取県弁護士会		今田 慶太
	鳥取県医師会		長石 純一
	鳥取県臨床心理士会		小林 幹子
	鳥取県社会福祉士会		福島 史子
	P T A	県P T A協議会 県高等学校P T A連合会 県特別支援学校P T A連合会	橋本 恒 西川 昌孝 原田 悦子
県の機関 (学校以外)	総務部人権局	人権・同和对策課	山本 登
	子育て・人財局	総合教育推進課	西田 和弘
	子育て・人財局	福祉相談センター(児童相談所)	(欠席)
	県警本部	少年課	山脇 仁志
	教育委員会事務局	いじめ・不登校総合対策センター	三橋 正文

4 主な内容

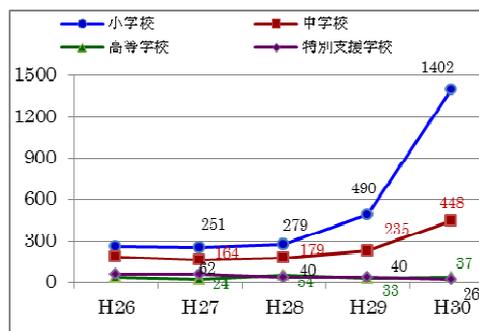
(1) 鳥取県におけるいじめ問題への取組について

「人権教育プログラム」、「とっとりSNS相談」、「SNSを活用したいじめの通報システム」の取組について報告

(2) 鳥取県はいじめの状況について(平成30年度県独自調査)

いじめ認知件数の推移(H26 - H30) (単位:件)

鳥取県(公立)	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	264	251	279	490	1402
中学校	187	164	179	235	448
高等学校	38	24	54	33	37
特別支援学校	63	62	40	40	26
計	552	501	552	798	1913
認知件数/千人	8.7	8.7	9.6	14.2	22.6



◆説明

- ・いじめの認知件数が小・中学校で大きく増加し、中学校では全ての学校でいじめを認知した。
- ・冷やかしやからかい、軽くぶつかる等が2倍～3倍に増加している。これまで認知されなかった些

細な事例が早い段階で認知されるようになった。

- ・小学校低学年の認知が増加した。早い段階での対応が進んでいる。
- ・認知件数の増加はアンケート調査などの学校の取組や市町村教育委員会との連携、教職員研修等を行っていることが影響している。

◆主な意見

- ・認知件数の増加、中学校では全ての学校でいじめがあった。これは良かったと考えていいのか。
- ・いじめの認知があるのは当然だと思う。被害側が不快ならいじめである。小さいトラブル、悪意のないいじりや冷やかし、からかいは当然あるもので、それがいじめと認知されていると考える。
- ・教員が積極的にいじめを認知することが進んできたので、ここからは起こさない取組が必要。大人だけではなく子どもたちも考えるという自治的な取組として、小中学生がサミットを開催している。
- ・周りの生徒が問題に気づいていかに対応できるかが大切であり、生徒から教員に情報が届くケースも多くなっている。
- ・地域でのいじめにも学校が素早く対応している。保護者や地域と学校の連携が大切である。
- ・いじめを発見したら必ず組織に報告すること、教員が個人で判断しないこと、漏れがあってはならないこと、校内での素早い動きで先延ばしにしないこと等が大切と考えている。
- ・いじめ対策委員会を実施していない学校があることについて、理由を把握して対応する必要がある。

(3) 鳥取県いじめ対応マニュアル「いじめの重大事態から学ぶ」について

◆説明

- ・前回の「いじめ問題対策連絡協議会」で意見をいただいた部分を修正した。

◆主な意見

- ・タイトルにもある「いじめ」という言葉はイメージが一人歩きしてしまう。
- ・実際に本県で起きた事例を検証するのが有効なのではないか。
- ・初期対応が全てだと思う。そこをチームで対応する。マニュアルにも対応のポイントがある。子どもたちの家庭環境を含めた背景を見てほしい。
- ・福祉、医療につながる必要があることもあり、スクールソーシャルワーカーが入って対応につなげていくことが必要である。
- ・スクールサポーターや交番の警察官、サイバー犯罪対策課等に相談したり活用したりしてほしい。

(4) 「SOSの出し方に関する取組」の推進について

◆説明

- ・いじめが大人に見えにくくなっていること、「チクる」というような言葉による相談をする事への間違った価値観があり子どもが訴える事が難しくなっていることなどの実態がある。
- ・悩みを抱えている子どもが相談できること、苦しんでいる友だちを見たときにその子に代わって大人に伝えられること、子どもたちの相談を受け入れる大人の環境づくりを目指す取組を行いたい。

◆主な意見

- ・小学校のいじめの認知件数の増加には、一人の児童が何人にもちょっかいを出しているというケースもある。いじめの加害になっている子も実は困っており、加害の子にも目を向ける必要がある。いじめの背景にあるストレスに対処していく取組が必要で、DVDなどがあるなら授業で使えたらいいと思う。

(5) 今後の対応

- ・「いじめ対応マニュアル」については、いただいた意見を検討した結果をもとにマニュアルを修正し、市町村教育委員会、県立学校等に通知し、校内研修等で活用するとともに、市町村教育委員会担当者・学校関係者等を対象に行政説明会を開催し周知を図る。
- ・「SOSの出し方に関する取組」については、学校で取り組める教材の作成について検討したい。

鳥取県におけるいじめ問題の取組の成果と課題

1 いじめ問題への取組の目標と方策

◆いじめ問題への取組の目標

「いじめの重大事態をなくす。」

◆方策

上記の目標を達成していくための方策として以下のことに力をいれて取り組む。

<いじめの積極的な認知>

いじめの定義を正しく理解し、些細なものやいじめの兆候と思われるものも早期に積極的に認知していくことで、児童生徒が関わっているいじめを見過ごすことなく教職員が対応するスタートであると考えている。

<組織的対応による早期発見・早期支援>

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりしたとき、一人の教職員で抱え込まず学校組織で対応することにより、より適切な支援・指導につなげることができる。

2 これまでの取組

本県では「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」に沿った取組を進めている。

① 未然防止

- ・教職員の資質向上のための取組、児童生徒の人権意識の向上のための取組、保護者への啓発のための取組（人権教育課）
- ・「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」による取組、児童生徒の啓発のための作品コンクールの実施（いじめ・不登校総合対策センター）

② 早期発見・対応

- ・「とっとり SNS 相談」の実施（健康政策課）
- ・いじめ発見等のためのアンケート実施の推進、「SNS を活用したいじめの通報システム」の導入（いじめ・不登校総合対策センター）

③ 重大事態への対応

- ・国および県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則った対応についての指導・助言（いじめ・不登校総合対策センター）

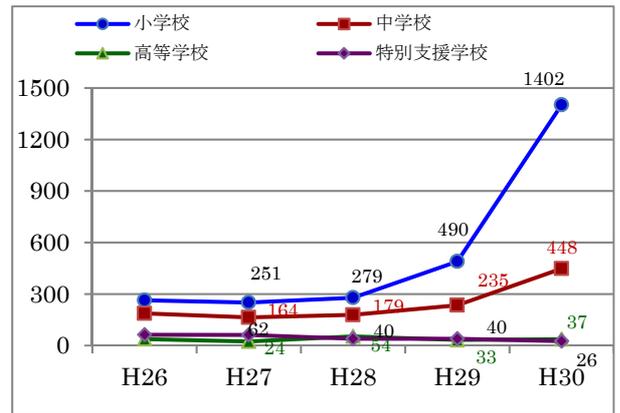
3 平成30年度鳥取県いじめの状況（平成30年度県独自調査による）

(1) いじめの認知

- ・特に小学校と中学校において大幅に増加した。
- ・軽微ないじめの認知が増えており、各学校において、法律の定義に則した組織的ないじめの認知及び対応がなされるようになり、早期対応が進んでいる。
- ・一年間いじめを認知しなかった学校も減っており、中学校ではすべての学校において認知が行われた。
- ・認知が少なかった小学校低学年における認知数も増加している。

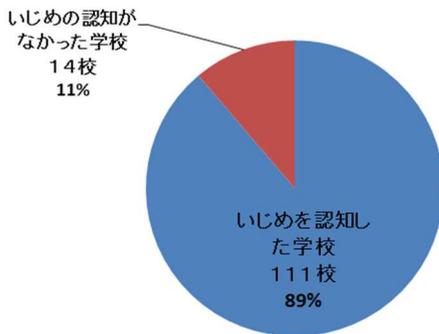
【学校におけるいじめの認知状況（公立のみ）】

鳥取県（公立）	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	264	251	279	490	1402
中学校	187	164	179	235	448
高等学校	38	24	54	33	37
特別支援学校	63	62	40	40	26
計	552	501	552	798	1913
認知件数/千人	8.7	8.7	9.6	14.2	22.6

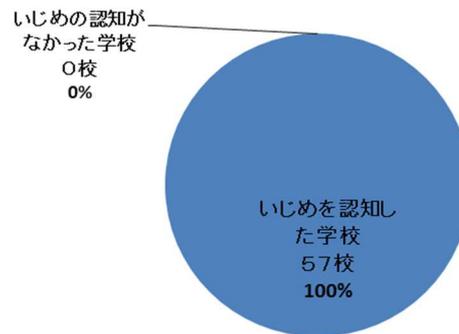


【平成30年度いじめ認知の割合】

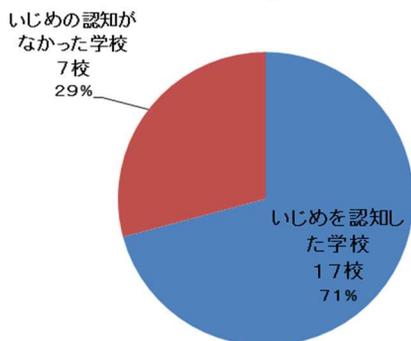
H30いじめ認知の割合（県内公立小学校）



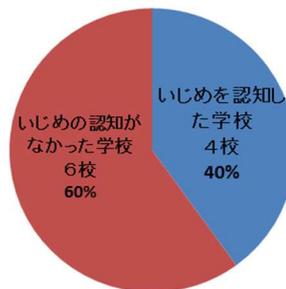
H30いじめ認知の割合（県内公立中学校）



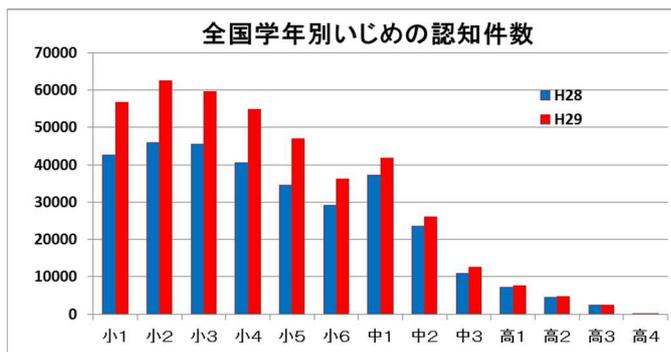
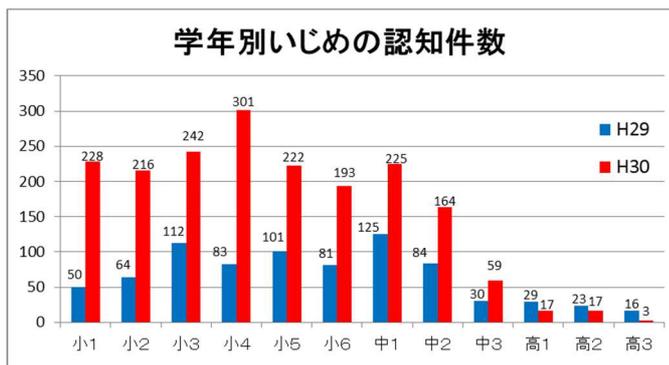
H30いじめ認知の割合（県内公立高等学校）



H30いじめ認知の割合（県内公立特別支援学校）

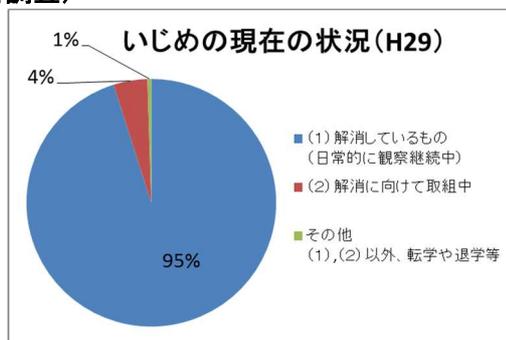
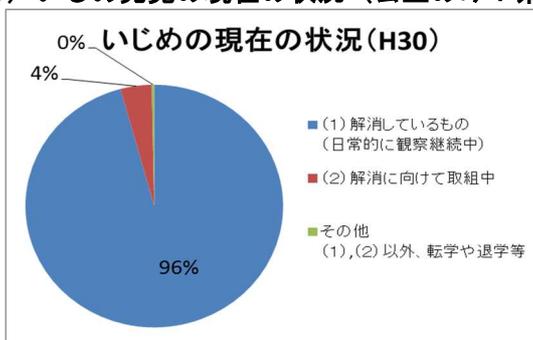


【学年別いじめの認知件数】



○平成29年度は全国と比較すると小学校低学年のいじめの認知が少ない傾向があったが、平成30年度はほぼ全国と同じような傾向に近づいた

(2) いじめ発見の現在の状況 (公立のみ：県独自調査)

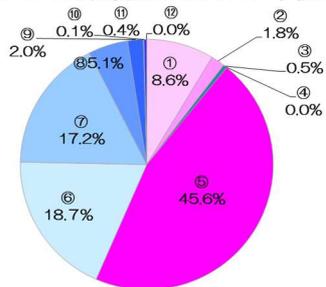


【参考】鳥取県の「教育に関する大綱」における指標：「いじめが解消しているもの」の割合が95%を上回る。

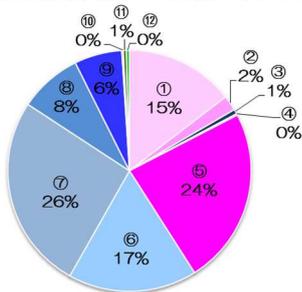
(3) いじめ発見のきっかけ

前年度と比較して「アンケート調査など学校の取組により発見した」割合が小学校で2倍、中学校では3倍となっており、学校が積極的にいじめの発見に努めていることがうかがえる。

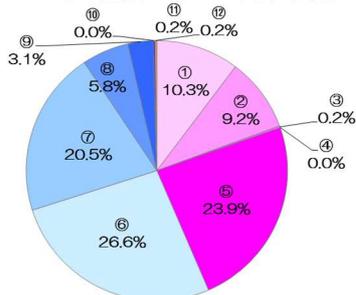
H30 いじめ発見のきっかけ(小学校)



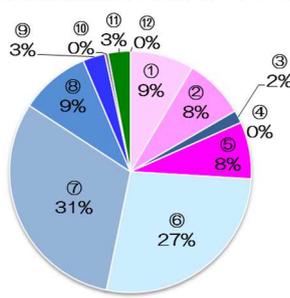
H29いじめ発見のきっかけ(小学校)



H30 いじめ発見のきっかけ(中学校)



H29いじめ発見のきっかけ(中学校)



(円グラフにおける数字の内容)

- ①学級担任が発見した。
- ②学級担任以外の教職員が発見した。
- ③養護教諭が発見した。
- ④スクールカウンセラー等の相談員が発見した。
- ⑤アンケート調査など学校の取組により発見した。
- ⑥本人からの訴え
- ⑦当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え
- ⑧児童生徒(本人を除く)からの情報
- ⑨保護者(本人の保護者を除く)からの情報
- ⑩地域の住民からの情報
- ⑪学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報
- ⑫その他(匿名による投書など)

(4) 学校組織体制の状況

いじめを認知した学校数と学校いじめ対策委員会の実施状況に差があるので、学校が組織としていじめを認知し対応を進めるために、学校いじめ対策委員会の役割、メンバー等について再周知する必要がある。

学校校組織体制の状況（平成29、30年度「学校教育実施状況調査」より）

	いじめを認知した学校数		学校いじめ対策委員会の実施状況	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
小学校	103校(82.4%)	111校(88.8%)	80校(64.0%)	92校(73.6%)
中学校	51校(89.4%)	57校(100%)	45校(78.9%)	48校(84.2%)

学校いじめ基本方針のHP掲載も増加しているが、さらに保護者の理解・協力も得るために保護者への周知（文書、会合等の活用）を引き続き図りたい。

学校校組織体制の状況（平成29、30年度「学校教育実施状況調査」より）

	学校いじめ基本方針のHP掲載	
	平成29年度	平成30年度
小学校	82校(65.6%)	97校(77.6%)
中学校	30校(84.2%)	40校(70.2%)

(5) いじめの早期発見、積極的認知で成果があった具体例

早期発見し、学校組織で適切に対応することによって、早期解消に向かう事例が増えている。

【事例】

加害男児AがBに対してからかうような言葉を言うことが何度かあり、Bが担任に訴えた。いじめ防止対策委員会で関係児童の聞き取りを行い、いじめと認定する。個別指導と学級指導を行うことに決定する。AはBに対して軽い気持ちでしていたこと、Bも他の児童をからかっていたことが確認された。互いに謝罪し、学級でも全体指導する。その後は良好な関係を保っている。

【具体的な取組例】

県内のある小学校では、日々の学校生活の中で起こるいじめや子どもたち同士のトラブル等を教職員が付箋やメモ用紙に記録して、教頭先生（いじめの集約担当）の机の上に置いてある1冊のノートにその都度貼り付けることで一元化しています。

教頭は緊急性の高いものに関しては即座に対応方針を決め対応しています。そのほかの事案についてはノートに貼り付けられた内容を一覧表（日にち、被害児童名、加害児童名、事案概要、対応等を記載）に整理しまとめて、職員会議や各会議等で内容を情報共有します。（事案の変化もわかりやすくまとめています。）

1冊のノートに一元化することによって、全校児童に係る出来事と対応を確実に把握し、適切な指導・支援へとつなげています。また、教職員がそれぞれの立場でカウンセリングにつないだり、児童や保護者への素早いアプローチを行ったりするなど、組織的・継続的な取組となっています。